

## 入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 5 年 1 月 1 3 日

京都府公営企業管理事務所長 住田 育功

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
軽貨物自動車 1 台
- (2) 購入物品の特質等  
購入自動車仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 納入期限（引き取り車両の解体を含む。）  
令和 6 年 3 月 2 2 日（金）
- (4) 納入場所  
京都府公営企業管理事務所  
京都府福知山市字石原 1158

### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒620-0804 京都府福知山市字石原 1158  
京都府公営企業管理事務所  
電 話 番 号 (0773)27-0160  
ファクシミリ番号 (0773)27-4087

### 3 仕様書の入手方法

- (1) 原則として、5 の(1)の期間に、京都府ホームページ（公営企業の入札情報）からダウンロードすること。
- (2) やむを得ず窓口配付を希望する場合は、5 の(1)の期間に、2 の場所へ問い合わせの上、入手すること。（同期間の正午から午後 1 時までを除く。）

### 4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ・ 5 ・ 6 年度「物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」の次の業種に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。  
大分類「車両・船舶類」 一 小分類「自動車」
- (3) 5 で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。
- (4) 過去 2 年間に 1 の(1)で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績があり、かつ、

納入期限までに確実に納入することができ、納入先の求めに応じて速やかに提供することができる者と認められる者であること。

(5) 京都府内に本店又は取引を希望する営業所等が所在する者であること。

## 5 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 提出期間

入札公告日から令和5年11月20日（月）まで  
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

### (2) 提出書類

ア 確認申請書

イ 京都府競争入札参加資格審査結果通知書（写）

ウ 返信用封筒

エ 一般競争入札参加資格確認資料（納入実績表）

過去2年間に、1の（1）で示した購入物品と同種及び同規模の納入実績を5件程度記入すること。なお、契約保証金の免除を希望する場合は、国、地方公共団体（独立行政法人等は除く。）に対する納入実績を2件以上とすること。

オ 入札の権限を委任する場合は委任状

### (3) 提出場所

2に同じ

### (4) 提出方法

ア 持参により提出する場合

(1)の期間中の午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く。）までの間に提出すること。

イ 郵送により提出する場合

簡易書留で提出期間内に必着のこと。

### (5) 入札参加資格の確認通知

確認申請書を確認した後、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

### (6) その他

ア 確認申請書の作成等に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、この入札以外の目的に使用することはない。

エ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めないとともに、府の指名停止措置を行うことがある。

## 6 質問の受付・回答

仕様書、契約書（案）及びその他添付資料（以下「仕様書等」という。）に関する質問については、次のとおり受け付ける。

また、同等品についても質問事項として扱うので、同等品の確認について質問書を提出して承認を受けること。承認を受けたものでなければ同等品として取り扱わないこととする。

(1) 質問方法

以下の点に留意の上、2の場所に書面により提出することができる。

ア 件名は「軽貨物自動車購入に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、ファクシミリ番号を記載すること。

(2) 受付期限

令和5年11月20日（月）午後5時

(3) 回答

令和5年11月24日（金）までにファクシミリにより回答する。

7 入札手続等

(1) 入札、開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和5年11月30日（木）午後1時30分

イ 開札日時

入札締切後直ちに開札

ウ 入札及び開札場所

京都府公営企業管理事務所

京都府福知山市字石原 1158

エ 郵送による場合の入札書の提出については7の(2)のキのとおりとする。

(2) 入札の方法

ア 資格確認の結果、資格を有すると認められたものが1名の場合は、入札を中止することがある。

イ 5に掲げる手続を経て入札参加資格を有するとの確認を受けた者は、(1)のAの日時までに(1)のウの場所へ入札書を持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

なお、(1)のAの日時までに集合しない者は、入札参加を辞退したものとみなし、入札への参加を認めないものとする。

ウ 入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人が入札書を提出する場合には代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）しなければならない。

エ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名又は名称若しくは商号及び「軽貨物自動車購入入札書在中」と記載し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

オ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封すること。

カ 入札回数は、2回までとする。ただし、1回目の入札においての入札辞退者、入札失格者及び入札無効者は2回目の入札に参加することはできない。

キ 郵送による入札書の提出方法

(ア) 郵便の種類は、書留郵便とする。

(イ) 入札書は、二重封筒とし、表封筒に「11月30日開札 軽貨物自動車購入入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、入札執行者（京都府公営企業管理事務所長）あての親展とする。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人

が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出先等

提出先 2に同じ

受領期限 令和5年11月29日(水)午後5時まで(必着)

添付書類 一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し(1枚)

(3) 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え、変更、取消又は撤回をすることができない。

(4) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、この入札を延期し、又はこれを取りやめることができる。

(5) 入札者は、仕様書等を熟知の上、入札しなければならない。なお、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(6) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は納入又は引き取りに要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札箱に入札書を投函するまでは入札を辞退することができる。

この場合、入札を辞退する旨を記載した入札辞退届を(1)のウへ提出することとする。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、府の指名停止措置を行うことがある。

(8) 代理人による入札

代理人が入札する場合は、別途委任状を提出しなければならない。更に入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して、代理人のみ押印し、社印及び代表者印は押印してはならない。

(9) 開札

ア 開札は、(1)の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員以外の者は入場することはできない。

(10) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限時用の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

また、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

おって、(2)のキにおける郵送による場合による場合の再入札は、入札書とは別の中封筒に入れ、表封筒に「軽貨物自動車購入 再入札書在中」と朱書きし、封印等

の処理をした上で、(2)のキの表封筒に同封するものとする。この場合において、入札参加者が再入札書を提出しなかったときは、入札者又はその代理人が直接入札する場合を除き、再度入札を棄権したものとみなす。

(11) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 4に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者のした入札

オ 入札に関し、不正な利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

カ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

キ 1の(2)に掲げる購入物品の特質等の条件を満たさない製品により入札をした者のした入札

ク 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

ケ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書（封筒を含む。）で入札をした者のした入札

(12) 落札者の決定方法

ア 京都府公営企業会計規程（昭和47年京都府公営企業管理規程第9号）第112条において準用する京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で合計金額の最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

なお、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

また、落札者が決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札保証金

免除する。

10 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

11 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀

行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

12 契約書の作成の要否  
要する。

13 契約の解除予約及び損害賠償請求  
京都府は、談合等不正行為が行われた場合、契約者に対し契約解除及び損害賠償の請求をすることができる。

14 支払条件  
契約の履行の完了を確認した後、契約代金を支払うものとする。

15 その他  
前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。